

# 令和2年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

## 1 指導検査

### (1) 実地指導

ア 実施事業所（事業者）数  
20事業所（16事業者）

イ 実施事業数  
33事業

【内訳】

事業種別	実施数 (※)
居宅介護	5
重度訪問介護	4
同行援護	3
短期入所	1
就労継続支援B型	2
計画相談支援	7
小 計	22

事業種別	実施数 (※)
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	5
障害児相談支援	5
小 計	11

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合、各々計上しています。

### ウ 指導事項

(ア) 文書による指導数  
延べ77事業（対象：33事業）

(イ) 指導事項の内容

指導事項	事業数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。	10
給付費の額について通知をしていないので是正すること。	7
業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。	7
サービス担当者会議の記録を整備していないので是正すること。	7

	運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。	6
	要件を満たさない援助等について基本報酬を算定しているのでは是正すること。	5
	誤った区分で報酬を算定しているのでは是正すること。	4
	欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。	4
	利用者負担上限額管理加算の算定が不適正なので是正すること。	3
	利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていないので是正すること。	3
	サービス提供に係る必要な事項を適切に記録していないので是正すること。	3
その他	加算（欠席時対応加算及び利用者負担上限額管理加算を除く。）の算定が不適正なので是正すること。	7
	利用者に対するサービスの提供に関すること。	6
	事業所の運営に関すること。	5
	合計	77

エ 改善状況（令和4年5月31日現在）

	文書指摘あり		文書指摘なし	合計
	改善済	改善中		
事業所数	17	1	2	20

(2) 集団指導

実施はありませんでした。

2 監査

実施はありませんでした。